

# 静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画

令和6年3月  
静岡県

## はじめに

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、売春防止法に基づく「売春を行うおそれのある女子」に対する「保護更正」を目的とした婦人保護事業を中心に行われてきました。



しかしながら、女性が、女性であることにより抱える問題は、性的な被害、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題、経済的困窮など、多様化するとともに複合化・複雑化しています。それに伴い、支援を必要としていながら、支援対象として十分に発見されていない女性の存在の可能性が指摘されており、巡回等によるアウトリーチ支援や、気軽に立ち寄り、安心して交流することのできる居場所の提供等による取組のほか、多様な支援を包括的に提供する体制を、関係機関や民間団体と協働して整備することを通じて、問題を抱えながらSOSを出せずにいる女性を早期に発見し、相談や支援につなげることが求められています。

こうした状況の中、売春防止法を根拠にした従来の枠組みを改める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されます。

本県においても、これまで婦人保護事業として相談、保護、自立支援等に取り組んでまいりましたが、新たな法律の施行を踏まえ、このたび、令和6年度からの5か年を計画期間とする「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定いたしました。本計画は、「困難な問題を抱える女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現」を基本理念とし、多様なニーズに対応できる当事者目線の支援の充実や、関係機関との連携強化による切れ目のない支援の構築等、4つの方針に基づき様々な施策に取り組むこととしております。

また、これまで婦人保護事業を担ってまいりました婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設は、名称をそれぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設と変更した上で、引き続き女性支援事業の中核を担ってまいります。

本計画の推進により、誰一人取り残さない社会の実現に向けた、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくりを目指してまいります。県民の皆様をはじめ、関係機関及び民間団体の皆様には、今後とも施策の推進に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画検討会議委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言を頂きました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

静岡県知事 川勝 平太

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

## 第2章 現状と課題

1 相談窓口の周知強化の必要性	2
2 女性の抱える問題は複合化し、支援ニーズが多様化	3
3 関係機関の連携強化による支援の必要性	6
4 民間団体の活動基盤の脆弱さ	7

## 第3章 計画の考え方

1 基本理念	8
2 基本的な考え方	8
3 計画の方針	8
4 施策体系	10
5 推進体制	11

## 第4章 施策の内容

支援の内容	12
1 相談支援	12
2 保護・回復支援	16
3 自立支援	19
支援の体制	22
支援に関わる団体・機関の役割等	22
1 連携体制づくり	24
2 教育・啓発等	27
数値目標	29

## 資料編

1	女性相談支援センター及び女性相談支援員（県及び市）の相談業務の状況 . . .	32
2	女性相談支援センターの一時保護業務の状況 . . . . .	35
3	女性自立支援施設の入所等の状況 . . . . .	42
4	静岡県性暴力被害者支援センターSORA の相談状況 . . . . .	44
5	しずおか妊娠 SOS の相談状況 . . . . .	45
6	困難な問題を抱える女性への支援に関する市町調査 . . . . .	46
7	困難な問題を抱える女性への支援に関する民間団体活動状況調査 . .	51
8	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等 . . . . .	58
9	静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）検討会議規程 .	68
10	困難な問題を抱える女性への支援に関する施策推進連絡会設置要綱 . . .	70
11	静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定経緯 . . . . .	72

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月25日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下「法」という。）が公布されました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

法や基本方針の内容を受け、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に支援することを目指してこの計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づく、静岡県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画として策定するものです。

また、本計画は静岡県総合計画の分野別計画であり、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」、「第五次静岡県DV防止基本計画」と整合を図っています。

## 3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

※本計画における「困難な問題を抱える女性」の定義（法第2条）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

## 第2章 現状と課題

### 1 相談窓口の周知強化の必要性

困難な問題に気付いているが他者に言えない場合や、自らの力で周囲の人に困難な状況について助けを求めることができない場合など、支援を必要としていながら、支援対象として十分に発見されていない女性の存在が指摘されています。女性支援の民間団体（以下「民間団体」という。）へのヒアリングから、「相談先が分からない」「他人に知られたくない」等の理由から、「地域の中では相談しない、あるいは相談できない人がいる」という意見があることから、困難な問題を抱える女性を必要な支援に結びつけるためには、電話相談やSNSの活用による相談のほか、居場所の提供、アウトリーチ支援等、相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、相談窓口の周知強化が必要です。

#### 〔民間団体ヒアリングでの意見〕

- ・ 困難な問題を抱えているかどうかは、表面的な見た目だけでは分からなくなってきている。相談先が分からない、他人に知られたくない等の理由から、地域の中には相談しない人やできない人がおり、相談窓口につながらないと感じる。
- ・ 困り事を、まずはスマートフォンで検索するという人が多く、検索したらすぐに出てくる情報でないと支援にはつながらないため、SNSの活用は必要。

図1 不安や悩みの相談相手の有無

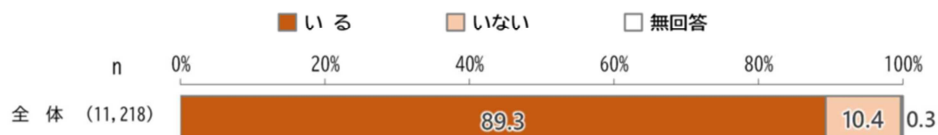
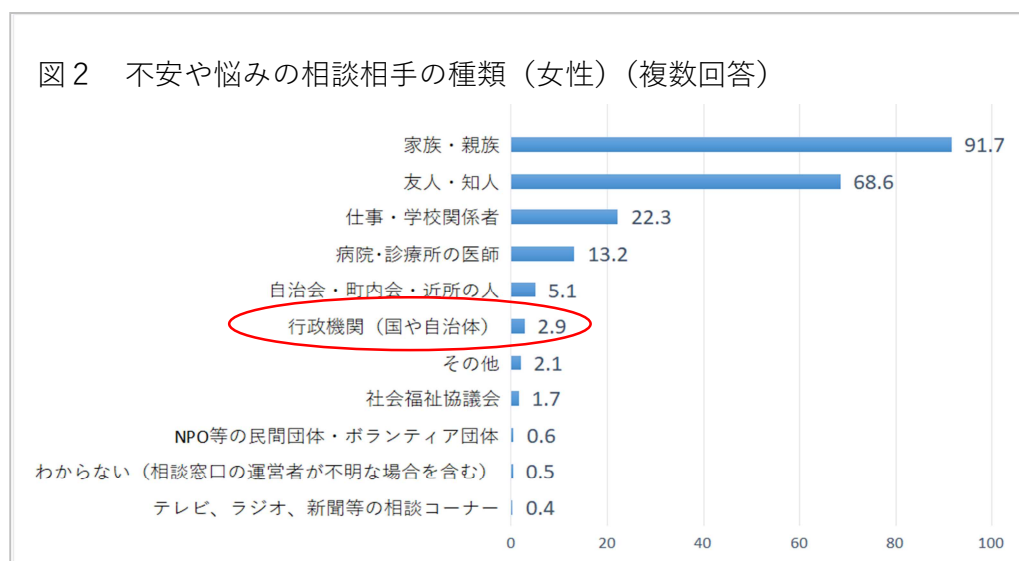


図2 不安や悩みの相談相手の種類（女性）（複数回答）



（人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）/内閣官房孤独・孤立対策担当室）

## 2 女性の抱える問題は複合化し、支援ニーズが多様化

女性支援に関わる相談窓口の受付件数は増加傾向にあります。また、女性が抱える問題は、性的な被害、DV被害、精神的問題、生活困窮等、多様化、複合化、複雑化していることから、カウンセリング等による精神面の支援をはじめとする心理的・医療的側面からの専門的支援が必要です。（図3、4、表1）

一方、女性相談支援センターの一時保護件数や、女性自立支援施設の入所者数は減少傾向にあります。一時保護所の利用に対してスマートフォン等の使用制限等が、支援を受けることを躊躇させる要因であると考えられることから、ニーズに対応した支援の充実が必要です。（図5、6、7）

図3 あざれあ女性相談の相談件数の推移

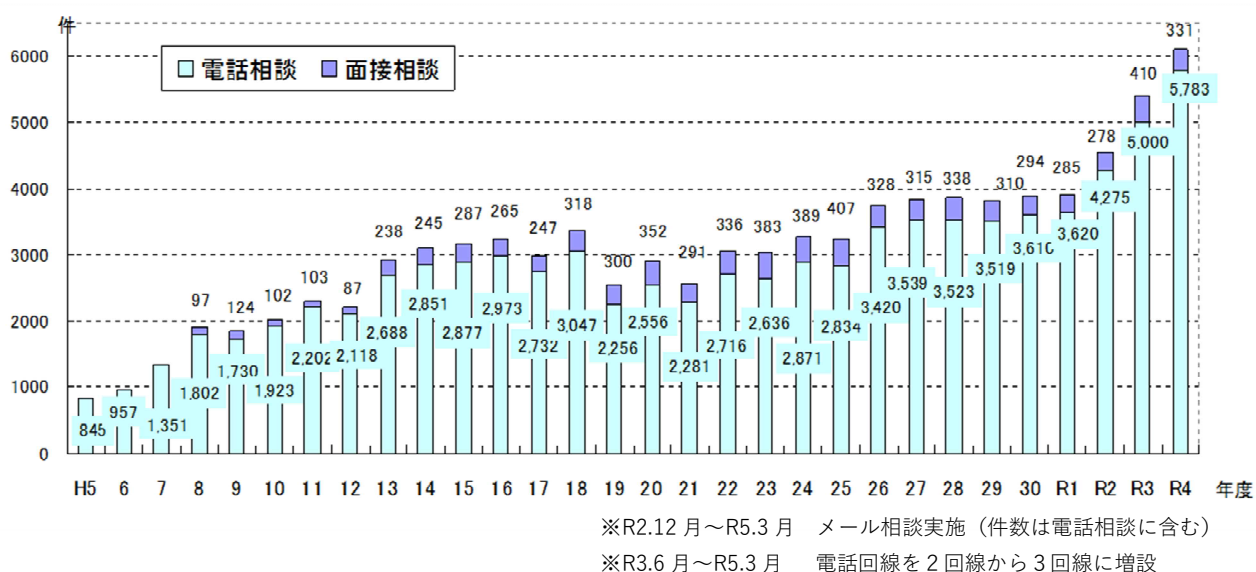


図4 あざれあ女性相談の相談内容の変化

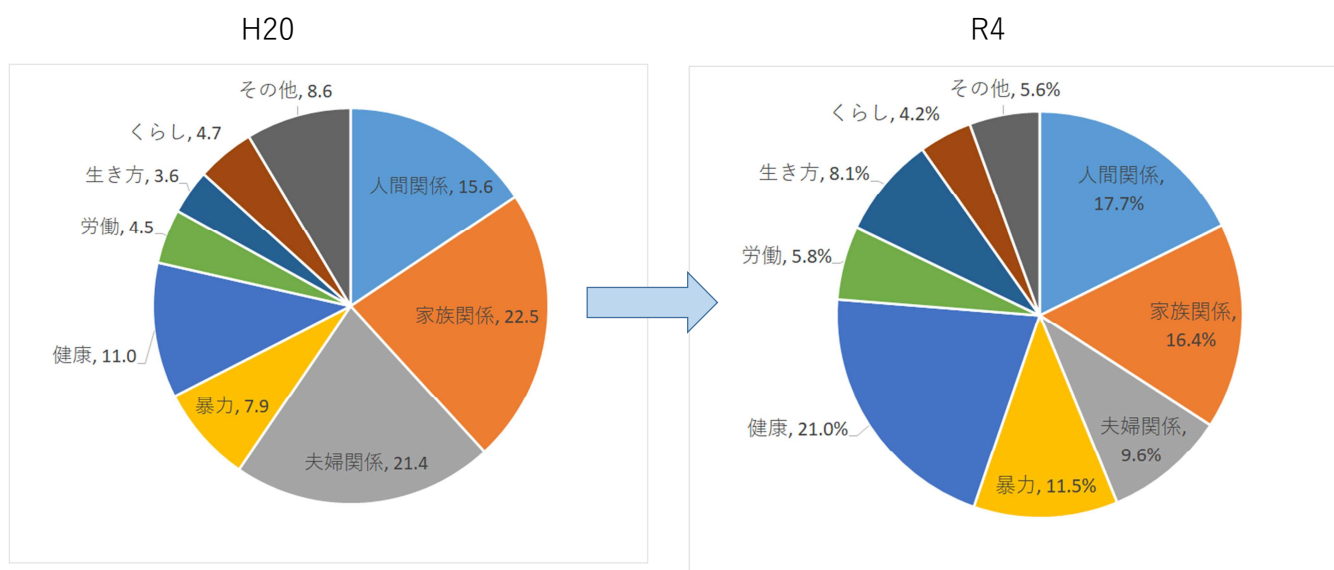


表1 女性相談支援員（県及び市町）の主訴別の相談受付件数

		30	元	2	3	4	割合(%)	
人間関係	夫等	夫等の暴力	3,193(22)	3,232(24)	3,516(36)	3,231(38)	3,412(47)	47.1
		薬物中毒・酒乱	14	16	16	11	3	0
		離婚問題	558	494	459	395	451	6.2
		その他	291	286	395	369	361	5.0
	子ども	子どもの暴力	93	109	98	93	95	1.3
		養育困難	53	33	34	32	51	0.7
		その他	280	259	183	229	264	3.6
	親族	親の暴力	214	281	367	355	411	5.7
		その他の親族の暴力	69	96	101	133	115	1.6
		その他	165	167	176	169	175	2.4
	交際相手	交際相手の暴力	153	144	160	139	104	1.4
		同性の交際相手の暴力	3	8	7	9	2	0
		その他	37	31	35	44	34	0.5
		その他の者の暴力	39	53	58	77	54	0.7
	その他	男女問題	13	19	26	27	17	0.2
		ストーカー	43	29	47	42	29	0.4
		家庭不和	158	290	239	165	185	2.6
		その他	387	367	462	457	340	4.7
小計		5,763	5,914	6,379	5,987	6,103	84.2	
経済関係	生活困窮	125	143	167	130	148	2.0	
	サラ金・借金	12	14	16	14	26	0.4	
	求職	19	22	26	11	15	0.2	
	その他	80	106	137	76	58	0.8	
小計		236	285	346	231	247	3.4	
医療関係	病気	111	103	106	85	106	1.5	
	精神的問題	446	556	545	608	592	8.2	
	妊娠・出産	46	26	42	21	31	0.4	
	その他	33	32	27	43	39	0.5	
小計		636	717	720	757	768	10.6	
その他	住居問題	46	45	55	51	46	0.6	
	帰住先なし	104	77	53	40	60	0.8	
	不純異性交遊	2	0	5	4	7	0.1	
	売春強要	1	0	14	6	3	0	
	ヒモ・暴力団関係	1	1	0	6	11	0.2	
	5条違反	0	0	0	2	0	0	
	人身取引	1	0	0	0	0	0	
小計		155	123	127	109	127	1.8	
合計		6,790	7,039	7,572	7,084	7,245	100.0	

※( )内は男性の来所による相談件数

(令和5年度事業概要(令和4年度実績)/県女性相談センター)

相談対応の内訳(R4)

電話相談	3,909
来所面接	3,168
巡回出張	168
計	7,245

〔女性相談支援員ヒアリングでの意見〕

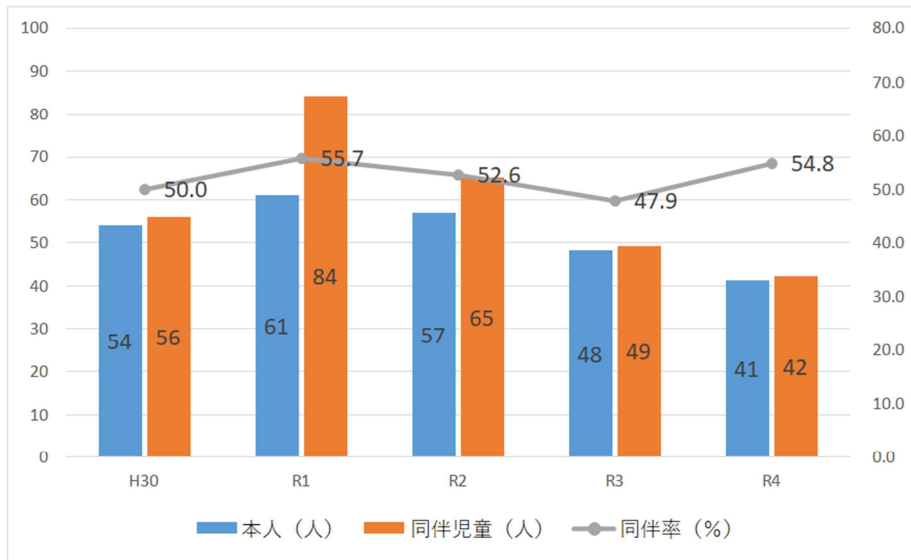
・夫からの暴力による相談でつながったが、本人に知的障害があるとともに、金銭管理が夫婦でできず、借金を抱えている。借金が膨らむことにより、夫からの暴力が増すなどして、問題が悪循環するケースが増えている。

・本人に精神疾患があり、自傷行為、子どもへの暴力もある。自身が幼少期に虐待を受けた経験がある。夫からの暴力に加え、精神的問題を持つなど、複合的な問題を抱えている女性からの相談が増えている。

・精神的な問題を抱えている女性からの相談が増加している。相談対応や一時保護により、複合的な問題が把握されるケースも多い。



図5 一時保護件数の推移

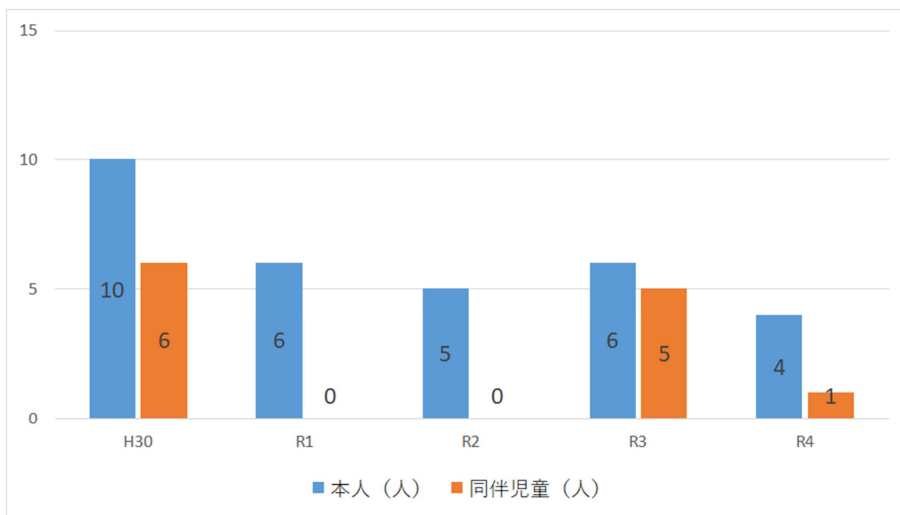


一時保護の主訴別件数(R4)

夫等の暴力	27
その他の者の暴力	8
帰宅先なし	6
計	41

(令和5年度事業概要(令和4年度実績)/県女性相談センター)

図6 女性自立支援施設の入所者数の推移

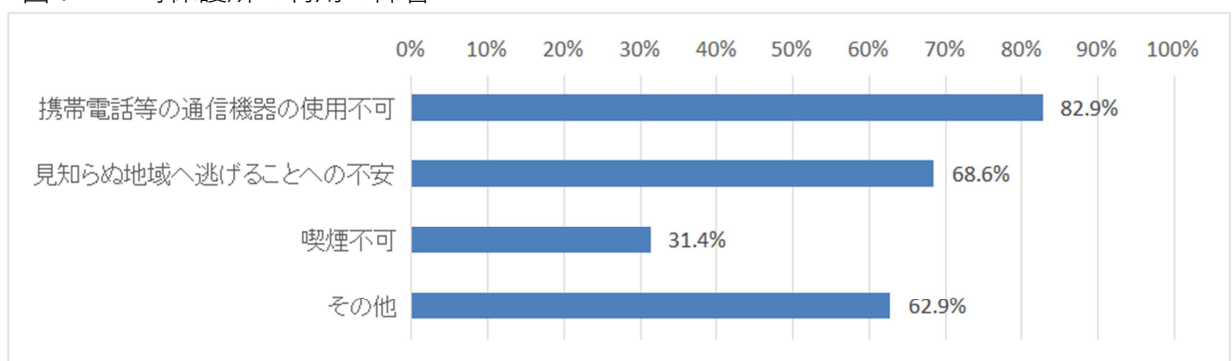


入所の主訴別件数(R4)

夫等の暴力	2
帰宅先なし	2
計	4

(令和5年度事業概要(令和4年度実績)/県女性相談センター)

図7 一時保護所の利用の障害



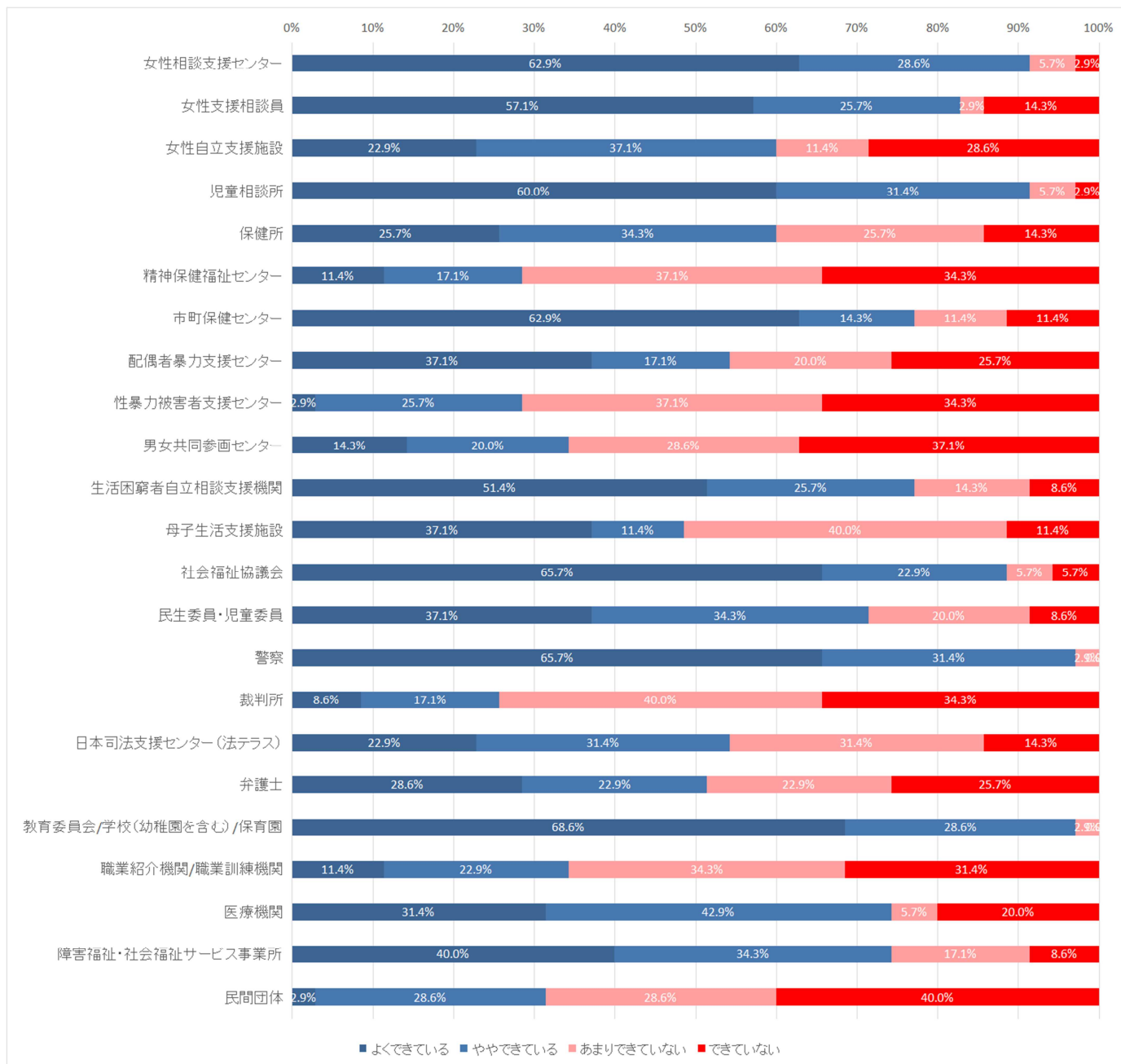
(困難な問題を抱える女性への支援に関する市町調査/令和5年度静岡県子ども家庭課)

### 3 関係機関の連携強化による支援の必要性

県内市町を対象とした調査から、「相談の案件以外に関わることがなく関係性が希薄」「圏域に所在しない」等の理由により、関係機関によって、市町との連携の度合いに濃淡があります。

女性が抱える多様化、複合化、複雑化した困難な問題の解決には、関係機関の連携による支援が求められるため、横断的な支援体制の強化が必要です。

図8 関係機関との連携の状況



(困難な問題を抱える女性への支援に関する市町調査/令和5年度静岡県子ども家庭課)

## 4 民間団体の活動基盤の脆弱さ

県内市町及び庁内関係所属が把握している民間団体は 30 団体あり、そのうち、受託事業や講師の依頼等で連携事業を実施しているのは 26 団体あることが分かりました。

また、把握している民間団体にアンケート調査を行ったところ、活動を継続していくためには、スタッフの確保や運営資金に課題があることが分かりました。

独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と、公的な支援機関等との協働による女性支援を推進していくためには、運営面での下支えが必要です。

表2 把握している民間団体数

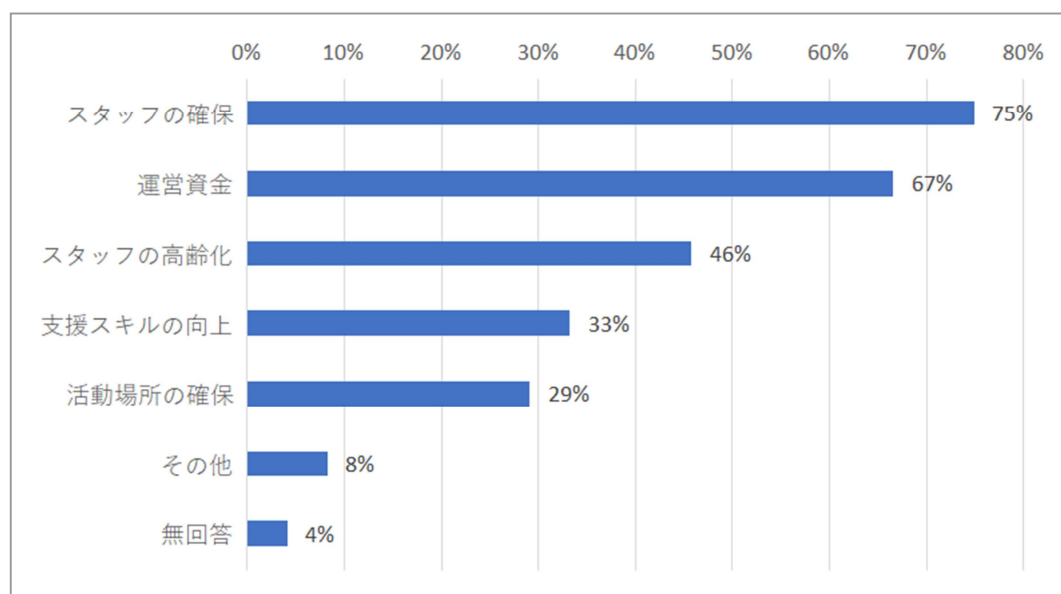
30 団体 (うち、26 団体は連携事業を実施)
-----------------------------

[ 30 団体の活動分野 (※複数計上有り)]

男女共同	DV	性暴力	生活困窮	若年女性	外国籍
5	20	8	6	4	2

(令和 5 年度静岡県子ども家庭課)

図9 活動を継続するための民間団体の課題



(令和 5 年度困難な問題を抱える女性への支援に関する民間団体活動状況調査/静岡県子ども家庭課)

## 第3章 計画の考え方

### 1 基本理念

困難な問題を抱える女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現

### 2 基本的な考え方

女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。

こうした女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備していきます。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにしていきます。

こうした支援を通じて、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することとします。

### 3 計画の方針

本計画は、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、以下の4つの方針に基づき取り組みます。

#### 【方針1】アウトリーチやICT<sup>※</sup>の活用等、多様な手段による広報・啓発・相談の推進

- ・SNSを活用したプッシュ型の広報・啓発に取り組みます。
- ・若年女性等のニーズに応じた多様な手段による相談体制の充実のため、チャット相談等の利用を促進し、新たなツールの開拓を検討します。
- ・気軽に立ち寄り相談できるための居場所づくりを、民間団体と連携して推進します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

## 【方針2】多様なニーズに対応できる当事者目線の支援の充実

- ・女性の抱える問題は多様化・複合化・複雑化しているため、医療機関や児童相談所等の専門機関との連携を推進します。
- ・若年女性は、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくいいため、学校等関係機関と連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を実施します。
- ・多様なニーズに対応するため、女性相談支援センター（一時保護所を含む。）及び女性自立支援施設の支援機能を強化します。
- ・女性相談支援員の配置・拡充の促進と、研修の機会の充実を図り、相談体制を強化します。

## 【方針3】関係機関との連携強化による切れ目のない支援の構築

- ・関係機関や民間団体との連携強化に向けた「支援調整会議」を設置します。
- ・関係機関や民間団体と連携し、切れ目のない支援を構築します。

## 【方針4】民間団体との協働による支援

- ・民間団体の活動の特長を生かした支援を推進し、官民連携によるアウトリーチ支援や居場所の提供等を促進します。
- ・活動基盤の脆弱さを抱える民間団体の活動を支援します。

## 4 施策体系

区分		施策内容		推進項目		
支援の内容	1 相談支援	(1)	アウトリーチ等による早期の把握	①	SNS等の活用による広報・啓発	
				②	多様な手段で相談できる体制の構築	
				③	民間団体や関係機関と連携した早期の把握	
			(2)	居場所の提供	①	民間団体や関係機関の連携による居場所の提供促進
		(3)	相談支援	①	女性相談支援員や関係機関における相談支援の充実	
				②	外国人への配慮	
				③	トランスジェンダーの方への相談支援	
		2 保護・回復支援	(4)	一時保護	①	一時保護所(女性相談支援センター)の機能強化・見直し
					②	入所者の心理的ケアの充実
	③				多様な委託一時保護所の確保	
	④				民間シェルターへの支援	
	(5)		被害回復支援	①	医療機関等の専門機関との連携支援	
				②	入所施設における心理的ケアの実施	
				③	関係機関における心理的ケアの実施	
	(6)		日常生活の回復の支援	①	入所施設における支援	
	(7)		同伴児童等への支援	①	児童相談所等関係機関と連携した同伴児童への支援	
				②	同伴児童の保育、学習指導の推進	
		③		安心して就学するための教育機関との連携		
	3 自立支援	(8)	自立支援	①	心身回復のための支援	
②				生活再建のための支援		
③				就業に向けた支援		
④				住まい確保のための支援		
(9)		アフターケア	①	市町や関係機関との連携による退所者支援		
	②		民間団体による継続的支援			

区分		施策内容		推進項目	
支援の体制	1 連携体制づくり	(1)	女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携体制	①	女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援機能の強化・充実
				②	市町における女性相談支援員の設置促進
		(2)	民間団体との連携体制	①	民間団体との連携強化
				②	民間団体の育成・支援
		(3)	関係機関との連携体制	①	関係機関との連携強化に向けた連絡会議等の機会の提供
	②			市町における支援調整会議の設置促進や市町基本計画策定の支援	
	(4)	支援調整会議	①	支援調整会議の設置	
	2 教育・啓発等	(5)	教育・啓発	①	SNS等を活用した若年層等への教育啓発
				②	学校等における教育・啓発の実施
		(6)	人材育成・研修	①	支援関係者の資質向上のための研修会の開催
(7)		調査研究等の推進	①	県、市町、民間団体、関係機関等における取組状況等の調査研究の実施	

## 5 推進体制

民間団体や関係機関との連携を図りながら、様々な分野で横断的な施策が推進されるよう、「(仮称)静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議」を新たに設置し、計画の進捗状況や、課題と施策の検討を行います。

なお、法令の改正等により、新たに計画に盛り込む事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 第4章 施策の内容

### 支援の内容

#### 1 相談支援

##### (1) アウトリーチ等による早期の把握

###### ① SNS等の活用による広報・啓発

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課)

・困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、ホームページやリーフレット等の媒体を活用した広報に加え、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信等、相談窓口や支援内容の周知強化に取り組みます。

###### ② 多様な手段で相談できる体制の構築

(知事直轄組織 多文化共生課／くらし・環境部 県民生活課・くらし交通安全課・男女共同参画課／健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課・障害福祉課・女性相談支援センター／経済産業部 労働雇用政策課)

・電話や来所による相談のほか、チャット相談等のICTを活用した多様な手段による相談支援に取り組みます。また、女性の抱える問題は多様化、複合化、複雑化しており、支援の入口としての相談窓口は、DV被害、精神的問題、生活困窮等、多分野に渡る可能性があるため、関係機関との連携をとり、様々な切り口から女性相談につながる支援体制の構築を図ります。

相談窓口	手段 (電話等)	相談内容等
女性相談・DV相談ダイヤル	電話 来所	DVを含む、女性が抱える様々な悩みに関する相談 ※多言語に対応したDV電話相談も実施
あざれあ女性相談	電話 面接	女性が抱える様々な悩みに関する相談
静岡県性暴力被害者支援センターSORA	電話 面接 チャット	性暴力や性犯罪の被害の相談
しずおか妊娠SOS相談窓口	電話 メール	予期しない妊娠に関する相談



相談窓口	手段 (電話等)	相談内容等
こころの電話相談	電話	こころの健康や精神疾患等の相談
若者こころの悩み相談窓口	電話	若者のこころの悩みに関する相談
うちあけダイヤル LINE 相談	LINE 相談	こころの悩みを抱えた若者の相談
24 時間子供 SOS ダイヤル	電話	様々な悩みを抱えた児童生徒の相談、子育てや家庭教育等の悩みを抱えた保護者の相談
静岡県ひきこもり支援 センター	電話 来所	ひきこもりの悩みを抱えた方の相談
ひとり親あんしん LINE	LINE 相談	ひとり親が抱える様々な悩みに関する相談
こども・家庭 110 番 (しずおかこども・家庭相談)	電話 LINE 相談	家族の悩みを抱える子どもや、子育ての悩みを抱える保護者、様々な悩みを抱える若年層の相談
生活困窮者自立相談支援機 関	電話 来所 メール	生活に困窮している方の生活、住居、就労等の相談
しずおかジョブステーション	来所 WEB 面談	就職相談、併設のハローワークにおける職業紹介
労働相談 〔県民生活センター〕	電話 来所 メール	職場のトラブルなどの労働問題の相談や、弁護士による労働相談会の開催
県民相談（特別法律相談） 〔県民生活センター、 賀茂広域消費生活センター〕	電話 来所	日常生活の中で抱える離婚、金銭等の生活上の相談や、弁護士や司法書士による法律・民事上のトラブルについての相談
静岡県多文化共生総合相談 センターかめりあ	電話 来所 SNS 相談	在留資格・労働・医療・福祉に関することなど、外国人の方が生活する上での困り事の相談に多言語で対応

### ③ 民間団体や関係機関と連携した早期の把握

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課／教育委員会 社会教育課)

- ・支援対象として十分に発見されていない女性が支援に結びつくよう、アウトリーチ支援や、気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりを推進するため、民間団体や関係機関と連携し、早期の支援につながる体制を整備します。また、民間団体や関係機関が行う取組について、SNS等を活用した広報・啓発に取り組みます。
- ・困難な問題を抱える女性が早期の支援につながるよう、DV被害者等を把握しやすい立場にある医療機関等と、十分な連携を図ります。
- ・自ら助けを求めることができない生活困窮者について、解決が困難な状況に至る前に早期に発見し支援につなげられるよう、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、教育委員会、保健所、社会福祉法人等と連携し、自立相談支援機関につなげる体制を整備します。
- ・若年女性を含む子どもの成長を支える家庭や地域の教育力の向上に向け、地域の青少年声掛け運動などを通じ、地域の子どもは地域の大人が育てる機運の醸成を進めます。
- ・社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、必要な情報の提供、相談や助言を行うとともに、支援に関連する関係機関との連絡調整を行います。

## (2) 居場所の提供

### ① 民間団体や関係機関の連携による居場所の提供促進

(健康福祉部 こども家庭課・障害福祉課／教育委員会 社会教育課)

- ・気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所は、相談のきっかけ作りに有効であるため、居場所を運営する民間団体の活動を支援します。
- ・高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある子ども・若者の円滑な社会復帰及びその家族を支援するため、相談機能と交流機能を備えた「青少年交流スペース『アンダンテ』」を開設・運営します。
- ・ひきこもりの方が自宅以外でも安心して過ごすことができる居場所を設置し、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行います。

### **(3) 相談支援**

#### **① 女性相談支援員や関係機関における相談支援の充実**

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター  
／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

- ・女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の課題や背景等の内容を整理しながら、本人の意思を尊重して支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めます。
- ・全ての市町に女性相談支援員が配置されるよう、市町訪問や研修会等を通じて、働きかけます。
- ・あざれあ女性相談では、女性が抱える様々な悩みに対し、男女共同参画の視点から、相談者自身がよりよい解決策を見出すための相談支援を実施します。
- ・様々な支援が必要な児童生徒への対応のため、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図り、外部機関との連携など、個々に応じた適切な支援につなげます。
- ・生活に困難を抱える特定妊婦等に対し、一時的な住まいの提供や、子どもの養育等に関する相談・助言等を行う妊産婦等生活援助事業について、関係機関と連携して推進します。

#### **② 外国人への配慮**

(知事直轄組織 多文化共生課／健康福祉部 こども家庭課)

- ・外国人の女性への支援を行う場においては、DV や性暴力被害等の専門的な知識を持った通訳者が不足しているため、多言語で対応する相談窓口の「静岡県多文化共生総合相談センターかめりあ」と連携し、外国人に配慮した支援に取り組みます。

#### **③ トランスジェンダーの方への相談支援**

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援に取り組みます。

## 2 保護・回復支援

### (4) 一時保護

#### ① 一時保護所（女性相談支援センター）の機能強化・見直し

（健康福祉部 女性相談支援センター）

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、女性の安全確保のため入所者が保有する通信機器を制限する等の対策を講じていますが、十分なセキュリティ対策を講じた上で、使用制限を緩和するなど、個別ケースの状況に応じた運用を図ります。
- ・一時保護のケース検討会議などの場で、必要に応じて外部の専門家からの助言を受けるなど、支援の機能強化を図ります。

#### ② 入所者の心理的ケアの充実

（健康福祉部 女性相談支援センター）

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、心身ともに傷ついた女性の不安を緩和し、安心して今後の生活を考えられるよう、心理士や精神科嘱託医による面談や心理的ケアを実施するとともに、精神科の受診が必要な場合は同行支援を行います。

#### ③ 多様な委託一時保護所の確保

（健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター）

- ・DV 被害者であって所在を秘匿する必要がある方等、被害者の多様なケースに対応できるよう、様々な委託一時保護所を確保します。

#### ④ 民間シェルターへの支援

（健康福祉部 こども家庭課）

- ・民間シェルターが抱える課題の把握等を目的とした意見交換会や、被害者支援に関する県からの情報提供等により、民間シェルターの運営を支援します。

## **(5) 被害回復支援**

### **① 医療機関等の専門機関との連携支援**

(くらし・環境部 くらし交通安全課／健康福祉部 こども家庭課)

- ・女性自立支援施設では、入所者の心のケアを図るため、必要に応じて医療機関における診療や外部の心理士等によるカウンセリングなどを関係機関と連携して実施します。
- ・予期しない妊娠により不安を抱えている方を支援するため、しずおか妊娠SOS相談窓口で受けた相談者を、必要に応じて県健康福祉センターにつき、受託医療機関への同行支援や初診時費用の助成を行います。
- ・性暴力被害により医療を受けることが必要な方を支援するため、静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおいて協力医療機関への受診を支援するとともに、緊急避妊処置や検査に係る経費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

### **② 入所施設における心理的ケアの実施**

(健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、心身ともに傷ついた女性の不安を緩和し、安心して今後の生活を考えられるよう、心理士や精神科嘱託医による面談や心理的ケアを実施するとともに、精神科の受診が必要な場合は同行支援を行います。[再掲]
- ・女性自立支援施設では、入所者の状況に応じて、外部の心理士等の協力による心理的ケアの実施や、軽体操を取り入れたヘルスケア等により、心身の安定を図る取組を行います。また、退所後の心身の回復を目的とした、民間団体主催の自助グループ活動の案内等により、継続支援に繋がります。

### **③ 関係機関における心理的ケアの実施**

(くらし・環境部 くらし交通安全課・男女共同参画課)

- ・性暴力被害によりカウンセリングを受けることが必要な方を支援するため、静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおいてカウンセリングに係る経費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ・困難な問題を抱えながら地域で暮らす女性に対して、あざれあ女性相談では、電話及び面接相談により相談者に寄り添い、トラウマケアや支援先に関する情報等を伝えながらサポートします。

## **(6) 日常生活の回復の支援**

### **① 入所施設における支援**

(健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、衣食住の提供に加え、服薬管理、医療機関への同行支援を行うとともに、心身の健康保持のために定期的にレクリエーションを実施します。
- ・女性自立支援施設では、安全かつ安心できる環境の下で生活することで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるよう支援します。

## **(7) 同伴児童等への支援**

### **① 児童相談所等関係機関と連携した同伴児童への支援**

(健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・支援対象の女性に同伴児童がいる場合は、親子で入居可能な母子生活支援施設を活用します。また、DV被害者で秘匿性が高い方は、安全に十分配慮した入所支援を行います。
- ・母子で一時保護されるケースのうち、同伴児童が面前DVの被害者の場合もあることから、児童相談所等関係機関との連携による同伴児童の心理的ケアを実施します。
- ・関係機関の相互理解や情報共有のため、女性相談支援センターと児童相談所との連絡会の開催や、DV対応部門と児童虐待対応部門との合同研修会を実施します。

### **② 同伴児童の保育、学習指導の推進**

(健康福祉部 女性相談支援センター)

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、就学児に対して、教員資格のある学習指導員が、主要教科を中心に個々の児童の習得状況に合わせた学習指導を行います。また、未就学児に対しては、保育士が遊戯等を通して幼児の成長を援助するとともに、被害女性の育児に関する負担軽減を図ります。

### ③ 安心して就学するための教育機関との連携

(健康福祉部 女性相談支援センター)

- ・親の DV 被害等により転居を余儀なくされた就学児が、転居先でも安心して就学できるように、学校や教育委員会と連携した円滑な就学支援を実施します。

## 3 自立支援

### (8) 自立支援

#### ① 心身回復のための支援

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、心身ともに傷ついた女性の不安を緩和し、安心して今後の生活を考えられるよう、心理士や精神科嘱託医による面談や心理的ケアを実施するとともに、精神科の受診が必要な場合は同行支援を行います。[再掲]
- ・女性自立支援施設では、カウンセリング等により入所者の心理的回復を支援するとともに、自立に向けたケースマネジメントを実施します。
- ・あざれあ女性相談では、電話及び面接相談により相談者に寄り添い、トラウマケアや支援先に関する情報等を伝えながらサポートします。[再掲]
- ・生活に困難を抱える特定妊婦等に対し、一時的な住まいの提供や、子どもの養育等に関する相談・助言等を行う妊産婦等生活援助事業について、関係機関と連携した取組を推進します。[再掲]

#### ② 生活再建のための支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・一時保護所（女性相談支援センター）では、女性の自立のために、市町と連携して生活保護や障害福祉サービス等の申請を支援します。また、弁護士による債務整理や離婚等の法律相談を受けられるように、法テラスの法律相談へ同行支援します。
- ・困難な問題を抱える女性の自立した生活を促進するために、配偶者暴力相談支援センターでは、DV 被害者だけでなく、一時保護された方に行政サービスの円滑な手続のための各種証明書を発行します。

- ・女性自立支援施設では、入所者の自立支援計画に沿った就労支援、生活訓練等、総合的な自立支援を実施します。
- ・生活困窮者に対して、一時的な支援に終わるのではなく、本人の状況に応じ、自立につなげる支援を継続的に行う必要があるため、就労支援をはじめとする個々の状況に応じた自立相談支援や居住確保支援、家計改善支援などのメニューを含めた支援プランを作成し、各種支援を実施します。また、生活困窮者の状況に応じて、生活福祉資金貸付制度や生活保護制度の利用等、利用可能な他制度の利用勧奨を実施します。

### ③ 就業に向けた支援

(健康福祉部 こども家庭課／経済産業部 労働雇用政策課)

- ・しずおかジョブステーションでは、困難な問題を抱える女性を含め、学生や若者、中・高齢者、育児中の方まで、幅広い方を対象に、就職相談や様々な対象別セミナーを提供し、就職へと導きます。就職相談では、キャリアカウンセラー（有資格者）がアドバイスするとともに、ひとり親サポートセンターや社会福祉人材センター、ハローワーク等との連携により、一体的な就職支援機関として支援を行います。
- ・女性自立支援施設では、入所者の個々の能力、適性等を考慮しながら、求人情報の提供、ハローワークへの同行、派遣会社への就労登録等を行うとともに、履歴書の作成や模擬面接を行い、早期に就労に結び付くよう支援します。また、施設内では、内職作業やパソコン学習等を行い、自立のための就労支援を行います。

### ④ 住まい確保のための支援

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課／健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・一時保護所（女性相談支援センター）や女性自立支援施設を退所する女性が安心して民間賃貸住宅、公営住宅等へ入居できるように、市町や民間団体と連携を図りながら支援します。
- ・公営住宅への優先入居について、関係機関と連携を図りながら、制度の効果的な運用を図ります。
- ・DV被害、生活困窮、ひとり親、高齢者、障害者など様々な事情により、住宅の確保に配慮を要する方に対して、入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供や居住支援に関する相談や体制の充実を図ります。



## **(9) アフターケア**

### **① 市町や関係機関との連携による退所者支援**

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・ 困難な問題を抱えながら地域で暮らす女性に対して、心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるよう、一時保護所等を退所された方に対して女性相談支援員による支援を行います。  
また、あざれあ女性相談では、電話及び面接相談により相談者に寄り添い、トラウマケアや支援先に関する情報等を伝えながらサポートします。
- ・ 一時保護所（女性相談支援センター）を退所し、地域へ移行した方が、中長期的な自立支援が必要とされる場合には、各関係機関と調整を図り、女性自立支援施設への円滑な入所に取り組みます。
- ・ 女性自立支援施設では、退所後も継続的な支援が必要と思われる方については、本人の希望に応じた定期連絡・訪問支援を実施し、地域の社会資源の活用や、退所者が居住する市町と連携した自立支援に取り組みます。

### **② 民間団体による継続的支援**

(健康福祉部 こども家庭課)

- ・ 行政と民間団体が連携して、地域での生活再建を継続して支えられるよう、連絡会議や研修会を通じて民間団体との連携を強化します。

# 支援の体制

---

## 支援に関わる団体・機関の役割等

---

### (1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら、その時点において最適と考えられる支援を検討の上、決定・実施します。

女性相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・ 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 一時保護支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等
- ・ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

### (2) 女性相談支援員

女性相談支援員は支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。

県の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、管轄地域内の困難な問題を抱える女性の現状や動向を把握し、支援対象者にとって適切な支援が受けられるよう、市町等からの相談を含め、助言します。

市町の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援の入口の役割を果たすとともに、支援対象者を適切な支援につなげ、支援対象者に寄り添いながら継続した支援を実施します。

女性相談支援員は、次の役割を有します。

- ・ 困難な問題を抱える女性の発見に努め、支援対象者の立場に立った相談支援
- ・ 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携した各種手続の支援や連絡調整
- ・ 各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援
- ・ 本人の同意を得た一時保護や女性自立支援施設の利用調整

### (3) 女性自立支援施設

女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、健康の回復や生活の支援等の自立支援を行います。

女性自立支援施設は、次の役割を有します。

- ・ 困難な問題を抱える女性を入所させて、保護を行う
- ・ 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立の促進のための生活の支援
- ・ 退所者の相談その他の援助
- ・ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活の支援

### (4) 民間団体等

県内には、独自の支援を実施している民間団体等が複数存在しており、次の役割が期待されています。

- ・ 困難な問題を抱える女性に対し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見
- ・ 女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等の支援に係る機関への同行
- ・ 一時保護の受託
- ・ 地域における生活の再建等の自立支援 等

### (5) その他関係機関

困難な問題を抱える女性を支援する関係機関としては、以下の機関が挙げられます。

児童相談所／保健所／精神保健福祉センター  
市町保健センター／福祉事務所  
警察／裁判所／日本司法支援センター／弁護士会／  
教育機関／保育園／児童福祉施設  
医療機関／障害に係る相談支援事業所／その他社会福祉サービス関係者  
配偶者暴力相談支援センター／男女共同参画センター  
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
職業紹介機関／職業訓練機関  
生活困窮者自立相談支援機関／社会福祉協議会／母子生活支援施設  
民生委員・児童委員 等

# 1 連携体制づくり

## (1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携体制

### ① 女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援機能の強化・充実

(健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援のための中核機関であり、三機関の間で定期的な意見交換を実施することにより連携を深めるとともに、民間団体や関係機関との連携による、包括的・継続的な支援を推進します。
- ・女性相談支援センターは、女性への相談支援を行うとともに、市町の女性相談支援員の業務をサポートする立場として、事例検討や地域で活用できる資源の共有等を行う地域単位の連絡会議を設置し、女性相談支援員間の連携強化を図ります。

### ② 市町における女性相談支援員の設置促進

(健康福祉部 こども家庭課)

- ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等で女性相談支援員の設置及び配置拡充を働きかけます。また、女性相談支援員の設置・配置拡充に活用できる国庫補助事業の案内等、設置に関する情報提供や助言をします。
- ・女性相談支援員の業務遂行に当たっての不安解消や心理的負担の軽減を図るため、女性相談支援員の研修参加や働きやすい環境づくりについて、市町に働きかけます。

## (2) 民間団体との連携体制

### ① 民間団体との連携強化

(健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・「(仮称) 静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議」において、構成員に民間団体を加え、関係機関と民間団体の連携強化に取り組みます。
- ・困難な問題を抱える女性への支援については、民間団体がこれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法等も重要な役割を担っていることから、情報交換会等により連携を深めるとともに、県内外の民間団体との情報交換や協働による支援を推進します。

- ・一時保護委託先の民間団体との連携強化を図るために、情報交換会の開催や、委託一時保護所の支援内容の把握及び状況確認のための訪問調査を実施します。
- ・困難な問題を抱える女性の生活再建を支えるため、民間企業による生活物資の寄贈等による支援について、企業や県民に協力を働きかけます。

## ② 民間団体の育成・支援

(くらし・環境部 くらし交通安全課・男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課)

- ・アウトリーチ支援や居場所の提供、相談支援、被害当事者の自助グループ活動等を実施している民間団体に対する研修会等を通じて活動を支援します。
- ・シェルター運営、居場所の運営、アウトリーチ支援等を実施している困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体に対して運営費等の助成を行います。

## (3) 関係機関との連携体制

### ① 関係機関との連携強化に向けた連絡会議等の機会の提供

(健康福祉部 こども家庭課・女性相談支援センター)

- ・女性相談支援員、民間団体、関係機関等を対象とした資質向上及びネットワークを図るための研修会や連絡会議を開催します。
- ・各地域において関係機関が相互に連携して情報を交換し、地域住民への意識啓発、早期発見、早期対応並びに被害者への支援を行うため、各地域 DV 防止ネットワーク会議を開催します。

### ② 市町における支援調整会議の設置促進や市町基本計画策定の支援

(健康福祉部 こども家庭課)

- ・支援調整会議（法第 15 条第 1 項）の設置や基本計画（法第 8 条第 3 項）の策定について、研修会や連絡会議等の場を活用し、市町に働きかけます。
- ・市町の支援調整会議に、必要に応じて県が参加するなど、市町における関係機関や民間団体が連携した支援体制の構築を支援します。

## (4) 支援調整会議

### ① 支援調整会議の設置

(健康福祉部 子ども家庭課)

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うための必要な情報交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うため、県、市町、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、民間団体、その他関係機関等を構成員とする「(仮称)静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議」を法第 15 条第 1 項に基づき設置します。

#### 〔代表者会議〕

関係機関や民間団体による構成員により、困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに、計画の評価や本県の支援体制の構築に向けた検討を行います。

#### 〔実務者会議〕

個別ケースの定期的な状況確認、支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等の場を地域別に設け、連携強化を図ります。

#### 〔個別ケース検討会議〕

各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて、関係機関や民間団体、市町担当者による個別ケース検討会議を開催します。

## 2 教育・啓発等

### (5) 教育・啓発

#### ① SNS等を活用した若年層等への教育啓発

(くらし・環境部 くらし交通安全課・男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課)

- ・広報紙やホームページ、リーフレットの配布等の各種媒体を活用して、困難な問題を抱える女性の支援に関する広報を行っていくほか、困難な問題を抱える若年女性が相談機関へつながりやすくなるよう、SNS等を活用した積極的な周知広報を行います。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせ、ジェンダーに基づく暴力の根絶等の県民意識の醸成や支援先等の周知のための啓発事業を行います。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った女性の健康保持・増進のため、考え方の普及と理解促進を図ります。
- ・犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性についての県民理解を促進するため、周知啓発を行います。

#### ② 学校等における教育・啓発の実施

(くらし・環境部 男女共同参画課／健康福祉部 こども家庭課  
教育委員会 教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課  
／警察本部 人身安全少年課)

- ・女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、女性支援担当部局と教育委員会等との連携により、ジェンダーに基づく暴力の防止のための人権教育、性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発を推進します。
- ・学校と教育委員会との連携の下、警察職員が学校等において、直接児童・生徒に対し、少年非行や性被害防止の指導を実施します。
- ・DVの加害者にも被害者にもならないよう、高校、大学等において、デートDV防止出前セミナーを開催します。

## (6) 人材育成・研修

### ① 支援関係者の資質向上のための研修会の開催

(くらし・環境部 くらし交通安全課／健康福祉部 福祉長寿政策課・こども家庭課  
・女性相談支援センター／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

- ・女性相談支援センターは、女性相談支援員や民間団体等の支援関係者の専門的知識の習得及び資質向上に向けて、多様な問題をテーマにした研修会を県内各地域で開催します。また、遠方の受講対象者が参加しやすく、いつでも研修の振り返りができるように、Web研修等のICTを活用した開催方法も取り入れます。
- ・女性相談支援員が多様化、複合化、複雑化する相談に対応できるように、国や関係機関が主催する研修会の案内や参加について市町に働きかけます。
- ・犯罪や性暴力の被害者等への支援に対する理解の促進や関係機関職員の人材育成、関係機関同士の連携促進を目的とした研修会を開催します。
- ・地域包括支援センター職員等を対象とした高齢者の権利擁護に係る事例検討会や虐待対応研修を開催します。
- ・個別カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした資質向上のための研修会を開催します。
- ・支援関係者は、困難な問題を抱える女性の深刻な被害状況等について数多くの相談を受けており、自身のメンタルヘルスに留意する必要があるため、支援者のメンタルケアの視点を取り入れた研修会を開催します。

## (7) 調査研究等の推進

### ① 県、市町、民間団体、関係機関等における取組状況等の調査研究の実施

(健康福祉部 こども家庭課)

- ・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設における支援内容等に関する実態調査を毎年度実施します。また、市町等と連携した民間団体の活動等の調査も実施します。
- ・県内外の先進事例について情報収集し、「(仮称) 静岡県困難な問題を抱える支援調整会議」において取組を検討します。



## 数値目標

	指 標	現状値	目標値
支援の内容 1 相談支援	女性相談・DV相談ダイヤルの認知度 (ホームページのアクセス数)  (県こども家庭課調査)	3,096 アクセス (2022 年度)	毎年度 4,000 アクセス
	市町における地域の青少年声掛け運動実施率  (県教育委員会社会教育課調査)	82.9% (2020 年度)	毎年度 100% (2025 年度)
	アウトリーチ支援や居場所の提供に取り組む民間団体数  (県こども家庭課調査)	7 団体 (2023 年度)	15 団体
2 保護・回復支援	委託一時保護所の数  (県こども家庭課調査)	12 か所 (2023 年度)	15 か所
	女性自立支援施設が行う面接相談や対応の満足度  (県こども家庭課調査)	100% (2022 年度)	毎年度 100%
3 自立支援	就労を希望する女性自立支援施設入所者が就労できた割合  (県こども家庭課調査)	100% (2022 年度)	毎年度 100%
	新たに相談があった生活困窮者に対する支援プラン作成率 (生活困窮者自立支援法第3条第2項第3号(支援の種類及び内容等を記載した計画)・厚生労働省支援状況調査)	11.8% (2020 年度)	15% (2025 年度)

	指 標	現状値	目標値
支援の体制 1 連携体制づくり	女性相談支援員の配置市町数 (県こども家庭課調査)	18 市 (2023 年度)	35 市町 (全市町)
	協働可能な民間団体数 (県こども家庭課調査)	30 団体 (2023 年度)	50 団体
	困難な問題を抱える女性支援 基本計画策定市町数 (県こども家庭課調査)	0 市町 (2023 年度)	23 市町
2 教育・啓発等	学校に相談できる人がいると 答える児童生徒の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対 象調査(児童生徒対象調査)」)	小学生 82.3% 中学生 82.4% (2020 年度)	100% (2025 年度)
	SNSに起因する子どもの性 被害防止に向けた非行防止教 室の開催回数 (県警察本部調査)	平均 956 回 (2016~ 2020 年)	毎年 1,100 回 (2025 年度)
	女性相談支援員等に対する資 質向上研修の延べ受講者数 (県こども家庭課調査)	418 人 (2022 年度)	毎年度 500 人